

| 対象業種  | 要件   | 内容   |
|---|--|--|
| 製造業<br>道路貨物運送業<br>倉庫業<br>こん包業<br>卸売業<br>試験研究施設等 | 工業等の新設又は増設にかかわる工業生産設備及び、その敷地である土地<br>(取得してから1年以内に当該事業の用に供する土地に限る)の取得価格の<br>合計額が2,800万円を超える場合 | 新設及び増設後、最初に到来する<br>固定資産税から3年間免除する。<br>4年目は40%、5年目は20%減免する。 |